

令和7年7月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである(9名)。  
会 長 3番 有働憲一  
会長代理者 7番 吉永 剛  
委 員 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠 6番 牛島宣雄  
8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである(2名)。  
1番 猪口琢真 11番 石口秀明
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである(15名)。  
高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 石原裕一 内田克昭 小池絵里 池上洋一  
井島繁利 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治 福原栄司  
柿原 健
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである(2名)。  
西川 茂 大久保徳幸
- 7 日 程  
1 開 会  
2 会議成立宣言  
3 会長挨拶  
4 議事録署名委員の指名  
5 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地判断について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について  
報告第1号 許可不要届出について  
報告第2号 中途解約通知書について  
6 その他  
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである(3名)。  
事務局長 中山寛久  
庶務係長 高木慎一郎  
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)。

事務局

## 1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年7月和水町農業委員会総会を開会します。

## 2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中9名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

## 3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

今年の梅雨は6月に明けましたが、観測史上最も早かったそうです。

7月に入りまして、非常に暑い日が続いています。農作物の被害とか皆さんの健康管理にも十分注されまして、毎日の生活を送ってもらいたいと思います。

それから、7月4日に高知県の四万十町農業委員会の皆さんからの視察研修を受けました。受け入れ側として、当日出席していただいた委員の皆さんには、大変お疲れ様でした。総会終に、この話に少し触れたいと思います。

本日は7月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

## 4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、6番牛島委員と7番吉永委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

## 5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1については農業委員会の委員が関与され、議事参与の制限のある案件ですので、先に整理番号2について審議します

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が2件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページにてご確認ください。

所有権移転の整理番号1 合志市の譲渡人から長小田の譲受人へ （贈与）

所有権移転の整理番号2 米波尾の譲渡人から米波尾の譲受人へ (贈与)

まず、議案第1号整理番号2について説明します。

この案件は、親子間での贈与となっています。

贈与を受けられる方は兼業農家であり、既に、贈与される農地にて野菜を作付けされています。

この案件について、申請書に記載された内容等により審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。

議案第1号整理番号2について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第1号整理番号2について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第1号整理番号2につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。

つづきまして、議案第1号整理番号1について審議します。

この案件は、農業委員会の委員が関与される案件です。「会議規則」第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号整理番号1について説明します。

譲受人は、現在農業をされており、今回自宅前の畑を贈与により取得されます。取得後は、野菜を主に作付けされる予定です。

この案件について、申請書に記載された内容等により審査しました結果、3条許可の審査基準の全てに適合しています。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

議案第1号整理番号1について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。  
よって、議案第1号整理番号1につきましては、原案のとおり許可することに決定しました。  
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

次に、議案第2号「非農地判断について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「非農地判断について」  
議案第2号、非農地判断について説明します。  
議案書の2ページをご覧ください。  
非農地証明の申請が2件提出されています。お配りしております、別紙の位置図と併せてご確認ください。  
整理番号1の申請地は江栗地内の農地で、整理番号2は大田黒と平野の農地となっています。いずれも周辺は山に覆われている状態で、自然荒廃した農地であり、日当たりも悪く農地への復元は困難だと思われまます。  
農地法第2条第1項に規定されています農地に該当しない土地と判断しました。  
議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、議案第2号について、現地確認をしていただいた4番荒木委員の報告をお願いします。

4番荒木委員

整理番号1及び2について、4番荒木が報告します。  
6月30日午前9時00分より、私と古郷委員、事務局2名の計4名で現地確認を行いました。  
申請地はいずれも手入れがされておらず、荒れており、周辺も山林のため、日当たりが悪くなっている状態でした。農地に復元するのは難しいと感じました。  
以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。  
議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。  
議案第2号について、原案のとおり非農地判断することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長	有働	<p>全員賛成です。 よって、議案第2号については、原案のとおり非農地判断することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）について」 農用地の利用集積等促進計画（案）について、新規の、賃貸借権設定の案件が6件と使用貸借権設定の案件が1件提出されています。</p> <p>この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案書の3ページから5ページにてご確認ください。</p> <p>農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「中間管理事業推進法」といいます。）」第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件となります。</p> <p>意見後につきましては、同法18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な促進計画書の作成を要請することになります。</p> <p>農地中間管理機構を介しての賃貸借権設定及び使用貸借権設定であり、この案件の許可要件である「中間管理事業推進法」第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合しており、設定を受ける者は、同法同条同項第2号で定める「全部効率利用要件」及び「農作業常時従事要件」に適合しています。</p> <p>議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	有働	<p>ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第3号について、何か質問等はありませんか。</p> <p>—— 「異議なし」の声 ——</p>
議長	有働	<p>無いようですので、採決をします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>—— 全員挙手 ——</p>
議長	有働	<p>全員賛成です。 よって、議案第3号につきましては、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。 報告第1号及び第2号について、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局		<p>報告第1号「許可不要転用届について」 報告第1号「許可不要転用届について」報告します。 許可不要転用届が3件提出されております。 届出人及び土地の所在等については、総会資料の6ページをご覧ください。 転用目的は、消防庁舎建設と森林法による保安施設事業の実施とイベント用等の</p>

駐車場用地としての転用です。

添付書類も含めて完備してありましたので、届出書を受理しました。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

報告第2号「中途解約通知書について」

次に、報告第2号「中途解約通知書について」報告します。

農地の使用貸借の中途解約が1件提出されています。通知者及び土地の所在地等については、総会資料の7ページをご覧ください。

貸し手、借り手双方合意による解約となります。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案はすべて終了しました。

各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

## 6 その他

総会資料の8ページをご覧ください。

事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。  
なければ、閉会に移ります。

## 7 閉会

ご起立をお願いします。

これもちまして、令和7年7月和水町農業委員会総会を閉会します。

お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 6番 牛島 宣雄

署名委員 7番 吉永 剛